

# 公平委員会議事録

令和3年5月21日(金)公平委員会室において定例会を開催した。

出席者 委員長 山下幸雄 委員 松川正毅 委員 今枝史絵  
事務局 石原 亨

案 件

- 1 事務報告について
- 2 4月定例会議事録及び審理調書について
- 3 勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について
- 4 審査請求の裁決書について
- 5 その他

開会 午前8時58分

山下委員長 ただいまから、茨木市公平委員会5月定例会を開催いたします。本日の定例会には全委員が出席いただいております。

事務局(石原) まず始めに日程第1、事務報告について、事務局から説明してください。事務報告をいたします。資料1ページをご覧ください。

今枝委員が参加予定でした7月1日・2日に東京都港区(笹川記念会館)で開催予定の全国公平委員会連合会本部研究会は資料1ページのとおり、新型コロナウイルスの変異株の感染が首都圏においても広がりつつある状況を鑑み、中止となりました。

次の弔事報告ですが、茨木市職員の鈴山隼外さんが亡くなられ、公平委員会で弔電をいたしました。事務報告は以上でございます。

山下委員長 ただいまの事務報告につきまして、ご質問等はございますか。

松川委員 ございません。

今枝委員 ございません。

山下委員長 特にないようですので、日程第2、4月定例会議事録及び審理調書について。議事録等は事前に電子メールで送らせていただき、確認いただきましたが、内容について何かございますか。

松川委員 ございません。

今枝委員 ございません。

山下委員長 特にないようですので4月定例会議事録及び審理調書は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第3 議案第4号、勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について、事務局から説明してください。

事務局(石原) 資料7ページから18ページをご覧ください。

議案第4号の規則改正は、勤務条件に関する行政措置の要求(人事院規則13-2)が改正され、国家公務員の行政措置要求書への押印を義務付ける規定が削除されたことから、本市職員についても同様の取扱いとするため、勤務条件に関する措置の要求書への署名押印を義務付ける規定を削除し、その他文言の整理を行います。

また、行政不服審査法施行令が改正され、審査請求書への押印を義務付ける規定が削除されたことから、本市職員についても同様の取扱いとするため、審査請求書及び再審査請求書への記名押印を義務付ける規定を削除します。

なお、審理調書への記名押印を義務付ける旨の規定は、署名又は記名押印の

選択制に改め、その他文言の整理を行います。

山下委員長  
松川委員  
今枝委員  
山下委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。

ございません。

ございません。

特にないようですので、議案第4号、勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4、審査請求の裁決書についてを議題といたします。

休憩いたします。 (午前9時01分)

<審査請求の裁決書について 協議>

山下委員長

再開いたします。 (午前9時51分)

以上で、本日の予定案件はすべて終了いたしました。

次回の公平委員会は、6月4日(金)に開催予定でしたが、日程を変更したいと思います。

<6月公平委員会の日程調整>

山下委員長

6月4日(金)開催予定の公平委員会定例会は、6月24日(木)午後4時からに変更いたしますので、よろしくお願いたします。

本日の定例会は、これで終了いたします。

閉会 午前9時53分

令和3年6月24日決定

委員長 山下 幸雄

委員 松川 正毅

委員 今枝 史絵

事務局長 青木 基史